

ホームレス対策事業の実施について

平成 15 年 12 月 4 日

(社援発第 1204001 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)への対応については、平成 11 年 5 月に関係省庁及び関係地方公共団体によるホームレス問題連絡会議において取りまとめられた「ホームレス問題に対する当面の対応策について」に基づき、各種施策が実施されてきたところであるが、厳しい経済・雇用情勢の下、依然として、ホームレスの数の増加や地方都市への拡散などが見られるところである。

こうした中、平成 14 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立し、国又は地方公共団体の責務として、ホームレスの自立の支援等に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施が位置づけられた。こうした法の趣旨を踏まえ、これまで実施してきた「ホームレス自立支援事業」等の充実を図るとともに、巡回による相談活動を行う「ホームレス総合相談推進事業」を新たに創設するなど、ホームレス対策事業について下記のとおり実施要綱を定め、平成 15 年 4 月 1 日より実施することとした。関係地方公共団体においては、当該事業の効果的かつ積極的な実施が図られるよう御配慮願うとともに、各都道府県においては、区域内の関係市区町村に対し事業の周知を願いたい。

おって、本通知の施行に伴い、以下の通知を廃止する。

- 1 平成 12 年 11 月 13 日社援第 2500 号厚生省社会・援護局長通知
「ホームレス自立支援事業の実施について」
- 2 平成 13 年 11 月 29 日社援発第 2102 号本職通知
「ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の実施について」
- 3 平成 13 年 11 月 29 日社援発第 2103 号本職通知
「ホームレス能力活用推進モデル事業の実施について」

記

- 1 ホームレス総合相談推進事業実施要綱 別紙 1
- 2 ホームレス自立支援事業実施要綱 別紙 2
- 3 ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)実施要綱 別紙 3
- 4 ホームレス能力活用推進事業実施要綱 別紙 4

(別紙 1)

ホームレス総合相談推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相

談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 2 項に規定する一部事務組合及び同条第 3 項に規定する広域連合を含む(本要綱並びに別紙 2、別紙 3 及び別紙 4 において同じ。))とする。

この場合において、この事業の一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の(1)に掲げる事業を行うものとし、必要に応じて(2)に掲げる事業を行うものとする。

(1) 巡回相談指導事業

ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者の起居する場所を巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、次に掲げるように、各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

ア 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所や「ホームレス自立支援センター」等の利用を促すこと。

イ 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、「ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)」等の施設の利用を促すこと。

ウ 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるようにすること。

エ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診につなげること。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて行うこと。

オ 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を行うこと。

カ 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行うこと。

キ ホームレス自立支援センター等を退所した者の中で、アフターケアが必要な者に対しては、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等に努めること。

ク その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を行

うこと。

(2) 相談活動推進事業

地域の実情やホームレスの個々の問題を把握し、ホームレスに対する相談活動を効果的に行えるようにするため、行政、ホームレス支援団体、地域住民等で構成する協議会(以下「協議会」という。)を設置し、ホームレス問題に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

また、協議会は、必要に応じて巡回相談で行った相談記録の管理を行い、他の相談員や関係機関が引き続き相談活動や支援を行う場合には必要な情報を提供する。

4 実施上の留意事項

(1) 巡回相談指導事業

ア 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制(チーム)を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。

イ 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。

ウ 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等との同行による相談活動等の実施に努めること。

エ 相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。また、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるようにすること。

オ 関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い及び事務手続き等を行うこと。

(2) 相談活動推進事業

協議会の構成員の選定にあたっては、行政、ホームレス支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。

(3) 関係者・関係機関との連携・協力

本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。

(4) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施に携わる職員は、相談者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。

(別紙 2)

ホームレス自立支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、これらの者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。

この場合において、市区町村は利用対象者及びサービス内容の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 実施施設

本事業は、ホームレス自立支援センター(以下「センター」という。)を中心として実施するものとする。

4 利用対象者

本事業の利用対象者は、ホームレスのうち、原則として就労意欲がある者又は稼働能力がある者とする。

5 利用対象者の決定

本事業を利用しようとする者は、市区町村長に対し利用の申請を行い、市区町村長は利用の必要性を勘案した上で、決定するものとする。

6 利用期間

本事業の利用期間は原則として6か月以内とする。

ただし、利用期間の延長が真にやむを得ないものと認められる場合は、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

7 利用料

本事業の利用料は、原則として無料とする。

8 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者に対し宿所や食事の提供とともに、定期的な入浴、下着類の支給等日常生活に必要なサービスを提供すること。
- (2) 利用開始時及び利用期間中は定期的に健康診断並びに健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保すること。
- (3) 利用開始時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活史や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを作成すること。
- (4) 利用期間中は自立支援プログラムに基づき、就労意欲を向上させるための相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を行

うこと。

(5) 生活相談・指導等との連携の下で、職業相談等を行うとともに、求人開拓や就職時の保証人の確保等のための援助を行うこと。

(6) 就職が内定した者に対しては、社会生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住宅保証人の確保や低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報の提供等、継続的な就労が確保できるよう援助を行うこと。

(7) 就職直後においては、定期的にセンターの相談員が訪問し、各種の相談に応じるとともに、継続的な就労ができるよう支援を行うこと。

(8) 利用期間中に就職活動を行ったにも関わらず、就労先が決定せず、利用期間が満了した者については、利用期間中の処遇内容等を市区町村長に報告するとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることがないように適切な処遇の確保に努めること。

なお、利用期間中、共同生活の秩序を乱す者又は就職活動を行わず再三の指導指示に従わない者についても、その状況を市区町村長に報告すること。

9 利用定員

本センターの利用定員は、原則 50 人以上とする。

ただし、地域の実情等を踏まえ、当該事業が効果的に実施できる場合には、利用定員を 30 人以上とすることができる。

10 職員の配置

この事業を行うため、センターに次の職員を配置することとする。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活相談指導員
- (4) 嘱託医師
- (5) 看護師
- (6) 職業相談員

なお、事務員については、利用定員規模に応じて施設長等と兼務することができるものとする。

11 センターの構造及び設備

(1) 建物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物とする。

(2) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。

(3) センターには、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

ア 事務室

イ 生活相談・職業相談室

ウ 保健室

エ 居室

オ 洗濯室

カ 教養娯楽室

キ 浴室

ケ 便所・洗面所

なお、居室の一人当たり面積は、3.3 平方メートル以上とすること。

12 事業実施上の留意事項

(1) 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 福祉事務所との連携

本事業の実施に当たっては、福祉事務所と十分な連携を図るとともにセンターの利用者が就職活動を十分に行ったにも関わらず、就労による自立ができなかった場合又は利用者が傷病等により就労が困難となった場合は、福祉事務所において必要な援助を行うこと。

(3) 公共職業安定所との連携

本事業の実施に当たっては、ホームレスの就労促進のための職業相談員による職業相談の実施等、公共職業安定所との十分な連携を図ること。

(4) 地域社会との連携

本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、NPO、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。

(5) 他のセンターとの連携

他の地方公共団体のホームレス自立支援事業を実施するセンターとの間で、自立支援プログラムや相談体制のあり方等について情報交換、研究協議を行うなど、十分な連携に配慮すること。

(別紙 3)

ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)実施要綱

1 目的

本事業は、ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。

この場合において、この事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 施設の設置

(1) 実施主体はホームレスに対し、夜間の宿所を提供するとともに、併せて必要な便宜を提供するため、緊急一時宿泊施設(以下「シェルター」という。)を設置するものとする。

(2) シェルターの規模、構造等は次のものとする。

ア 利用定員は、概ね 50 人以上のものとする。

イ 建物については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める諸基準を満たしたものとすること。

ウ 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとする。

エ シェルターには、次の設備を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

(ア) 事務室

(イ) 宿泊室

(ウ) 浴室又はシャワー室

(エ) 便所・洗面所

(オ) 湯茶のサービスが提供できる設備

(3) シェルターは、上記(2)の要件を満たす場合には、既存建築物を活用し、又は借り上げることも差し支えない。

(4) シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置するものとする。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

(5) 実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則(以下「管理規則」という。)を定めることとする。

4 利用手続等

(1) 施設を利用しようとする者は、事前に施設管理者の許可を得るものとする。

(2) 施設の利用期間は原則として 6 か月以内とする。ただし、施設管理者が認めた場合には延長することを妨げない。

(3) 施設の利用料は原則として無料とする。

(4) 施設管理者は、管理規則の定めるところにより、施設の利用を認めず、又は、施設の利用者に退所を命ずることができる。

5 事業実施上の留意事項

(1) 利用者のプライバシーの確保

事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 関係機関との連携

ア 就労意欲のある利用者に対しては、「ホームレス自立支援センター」の利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に努めること。

イ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対しては、その実情に応じ、福祉事務所等において必要な支援が受けられるよう助言・指導に努めること。

ウ 施設の利用者の健康管理に資するため、保健所等との連携の下で健康診断等を実施するよう配慮すること。

(別紙 4)

ホームレス能力活用推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、ホームレスに対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、ホームレスの自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。

この場合において、この事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び職員の配置

本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。

(1) 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供すること。

(2) 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること。

(3) 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。

この際、受講者に対して講習手当を支給すること。

(4) その他「ホームレス自立支援センター」及び「ホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)」(以下「センター等」という。)と十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要な協力を行うこと。

4 事業実施上の留意事項

(1) 関係者・関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター等と十分な連携を図るとともに、NPO、民間支援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。

(2) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。